

No.	該当場所	新	旧
1	2頁 第3条 第3項	<p>3 S P Cの設立に当たり、全ての構成企業が出資するものとし、<u>S P Cの全出資者</u>のうち、最大の出資者を代表企業とする。</p> <p>4 市の事前の書面による承諾がある場合を除き、本事業の終了に至るまで、S P Cにおける議決権保有割合について、各構成企業の議決権保有割合の合計は、議決権総数の過半以上とし、代表企業にあっては、<u>S P Cの全株主</u>の議決権保有割合のうち、最大とする。</p> <p>5 市の事前の書面による承諾なく、構成企業以外の第三者に対し、当該 S P Cの新株、新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行その他の方法により 資本参加を認めることはできない。</p>	<p>3 S P Cの設立に当たり、全ての構成企業が出資するものとし、<u>当該出資者</u>のうち、最大の出資者を代表企業とする。</p> <p><u>また</u>、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、本事業の終了に至るまで、<u>当該</u>S P Cにおける議決権保有割合について、各構成企業の議決権保有割合の合計は、議決権総数の過半以上とし、代表企業にあっては、<u>各構成企業</u>の議決権保有割合のうち、最大とすること。<u>また、代表企業は S P Cに出資する全ての企業の中で最大の議決権保有割合とすること。</u></p> <p><u>併せて</u>、市の事前の書面による承諾なく、構成企業以外の第三者に対し、当該 S P Cの新株、新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行その他の方法により 資本参加を認めることはできない。</p>
2	2頁 第3条 第4項	<p>6 構成企業は、株主間契約（S P Cの全株主又は一部の株主の間で締結される、S P Cにおける株主の出資割合、議決権割合又はS P Cの運営に関する契約をいう。）を締結又は締結後に変更した場合には、速やかに、その写しを市に提出する。また、構成企業は、株主間契約が終了した場合には、速やかに、市に対してその旨を書面により通知する。</p>	<p>4 構成企業は、株主間契約（S P Cの全株主又は一部の株主の間で締結される、S P Cにおける株主の出資割合、議決権割合又はS P Cの運営に関する契約をいう。）を締結又は締結後に変更した場合には、速やかに、その写しを市に提出する。また、構成企業は、株主間契約が終了した場合には、速やかに、市に対してその旨を書面により通知する。</p>
3	2頁 第4条 第1項	<p>構成企業は、第3条第3項から5項までの規定が遵守される限り、その保有するS P Cの株式を他の構成企業に対して譲渡することができる。</p> <p>構成企業は、本項に基づきS P Cの株式を譲渡した場合、</p>	<p>構成企業は、第3条第3項が遵守される限り、その保有するS P Cの株式を他の構成企業に対して譲渡することができる。</p> <p>構成企業は、本項に基づきS P Cの株式を譲渡した場合、</p>
4	2頁 第4条 第2項	<p>構成企業は、<u>前項に基づく場合を除き</u>、本事業の終了に至るまで、市から事前の書面による承諾なく、その保有するS P Cの株式を第三者（<u>他の構成企業を含む。</u>）に譲渡してはならず、担保権を設定し又はその他の処分をしない。</p>	<p>構成企業は、本事業の終了に至るまで、市から事前の書面による承諾なく、その保有するS P Cの株式を第三者に譲渡してはならず、担保権を設定し又はその他の処分をしない。</p>
5	2頁 第4条 第3項	<p>市が認める条件で、市が承認する第三者（<u>他の構成企業を含む。</u>）へ譲渡しなければならない。</p>	<p>市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡しなければならない。</p>
6	2頁 第5条 第1項	<p>1 S P Cは、以下のとおりそれぞれの構成企業及び協力企業（<u>S P Cから直接、本事業に係る業務を受託し又は請け負う構成企業以外のものをいう。以下同じ。</u>）に委託し、又は請け負わせるものとする。</p>	<p>1 S P Cは、以下のとおりそれぞれの構成企業に委託し、又は請け負わせるものとする。</p>
7	3頁 第5条 第3項	<p>S P Cから委託を受け又は請け負った各業務を協力企業に遂行させるものとする。</p>	<p>S P Cから委託を受け又は請け負った各業務を協力会社に遂行させるものとする。</p>
8	3頁 第6条 第3項	<p>前2項の定めにかかわらず、構成企業又は協力企業のいずれかが次の各号に定める事由のいずれかに該当するに至った場合、市は、原則として、事業者との本事業に係る特定事業契約の仮契約又は本契約を締結しないものとし、仮契約の締結後かつ本契約の締結前である場合には、特定事業契約に係る仮契約を解除するものとし、市はかかる解除につき一切責任を負わないものとする。ただし、代表企業を除く構成企業又は協力企業について、次の各号のいずれかの事由が生じた場合であって、参加資格要件を満たす範囲で当該事由の生じた構成企業又は協力企業を別の企業へ変更させることにより、市が本事業の円滑かつ確実な遂行に支障がないと認めるときには、市は、事業者との本事業に係る特定事業契約の仮契約又は本契約を締結させることができる</p>	<p>前二項の定めにかかわらず、構成企業又は協力企業（<u>S P Cから直接、本事業に係る業務を受託し又は請け負う構成企業以外のものをいう。以下同じ。</u>）のいずれかが次の各号に定める事由のいずれかに該当するに至った場合、市は、原則として、事業者との仮契約又は特定事業契約を締結しないものとする。ただし、代表企業を除く構成企業又は協力企業について、次の各号のいずれかの事由が生じた場合であって、参加資格要件を満たす範囲で当該事由の生じた構成企業又は協力企業を別の企業へ変更させることにより、市が本事業の円滑かつ確実な遂行に支障がないと認めるときには、市は、事業者との仮契約又は特定事業契約を締結させることができる。</p>
9	4頁 第6条 第3項(3)	<p>構成企業又は協力企業について、本事業の参加表明書の提出日以後に、<u>市が令和3年7月12日に公表した本事業に係る募集要項第3 4(4)の応募者の制限の規定に該当するとき又は該当していたことが判明したとき。</u></p>	<p>構成企業又は協力企業について、本事業の参加表明書の提出日以後に募集要項第3 4(4)の応募者の制限の規定に該当するとき又は該当していたことが判明したとき。</p>
10	4頁 第8条 第1項	<p>次項から第4項までの規定を除き、</p>	<p>次項以降の規定を除き、</p>
11	4頁 第8条 第3項	<p>市に支払う義務を連帯して<u>負う</u>。</p>	<p>市に支払う義務を連帯して<u>負担する</u>。</p>
12	5頁 第10条 第3項(4)	<p>市<u>は</u>構成企業が</p>	<p>市<u>または</u>構成企業が</p>

13	6頁 第11条	市及び構成企業は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、 <u>横浜地方裁判所横須賀支部又は横須賀簡易裁判所</u> を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。	市及び構成企業は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、 <u>横須賀簡易裁判所（横浜地方裁判所横須賀支部）</u> を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。
14	7頁 協定書 署名欄	<p>(市) <u>[住所]</u> 神奈川県三浦市城山町1番1号 <u>[氏名]</u> 三浦市長 吉田 英男 印</p> <p>(構成企業) (代表企業) <u>[住所]</u> <u>[氏名]</u> 印</p> <p><u>[住所]</u> <u>[氏名]</u> 印</p> <p><u>[住所]</u> <u>[氏名]</u> 印</p>	<p>(市) 神奈川県三浦市城山町1番1号 <u>三浦市</u> <u>代表者</u> 三浦市長 吉田 英男 印</p> <p>(構成企業) (代表企業) <u>[所在地]</u> <u>[商号]</u> <u>[代表者]</u> 印</p> <p><u>[所在地]</u> <u>[商号]</u> <u>[代表者]</u> 印</p> <p><u>[所在地]</u> <u>[商号]</u> <u>[代表者]</u> 印</p>
15	別紙1 出資者誓約書 本文	下記第3項 <u>から</u> 第8項に定める事項を誓約致します。	下記第3項 <u>乃至</u> 第8項に定める事項を誓約致します。
16	別紙1 出資者誓約書 第4項	当該処分に係る契約書の写しを、その締結後速やかに、当該処分の相手方作成に係る <u>本書と同様の内容及び様式（ただし、三浦市が別途指定した場合は、当該指定した書式によるものとします。）</u> の誓約書を添えて三浦市に対して提出すること。	当該処分に係る契約書の写しを、その締結後速やかに、当該処分の相手方作成に係る <u>三浦市所定の書式</u> の誓約書を添えて三浦市に対して提出すること。
17	別紙1 出資者誓約書 第7項	株主間契約（SPCの全株主又は一部の株主の間でSPCにおける株主の出資割合、議決権割合又はSPCの運営に関する契約を <u>いいます</u> 。以下本項において同様と <u>します</u> 。）を締結した場合（本書の日付において既に締結済みである場合を <u>含みます</u> 。）	株主間契約（SPCの全株主又は一部の株主の間でSPCにおける株主の出資割合、議決権割合又はSPCの運営に関する契約を <u>いう</u> 。以下本項において同様と <u>する</u> 。）を締結した場合（本書の日付において既に締結済みである場合を <u>含む</u> 。）